

保証契約の無効を理由とする保証債務不存在確認訴訟が係属中に主債務が弁済された場合と当該訴訟の帰すう

【文献種別】 判決／福岡高等裁判所
【裁判年月日】 平成27年3月12日
【事件番号】 平成26年（ネ）第468号
【事件名】 債務不存在確認請求控訴事件
【裁判結果】 原判決取消し・訴え却下（確定）
【参照法令】 民事訴訟法134条
【掲載誌】 判時2273号82頁、金判1474号16頁

LEX/DB 文献番号 25541192

事実の概要

Xは医療法人社団、代表者は事件当時はAだが、現在はその子であるBが務めている。Yは金融機関（銀行）、Zは介護事業などを目的とする有限会社として設立された特例有限会社で、Xと共同で介護施設を運営している。登記簿上代表取締役はCとなっているが、実際にはAが実権を握っている。

YはZに対して、平成18年2月20日、最終の弁済期を平成23年1月31日と定めて2億円（本件消費貸借契約1。この借入金はZの所有する介護施設の建設資金に充てられたようである）を、さらには平成20年4月8日、最終の弁済期を平成40年3月31日と定めて3億5千万円（本件消費貸借契約2。ZのXに対する借受金の形で借り入れた債務の弁済資金に充てられていたようである）を、それぞれ貸し付けた。Aは、それぞれの契約について、同日、Xのためにすることを示して、Yとの間で、消費貸借契約1及び2によりZがYに対して負う債務をXが保証する契約を書面により締結した（本件各保証契約）。

その後XはYに対して、Xの理事長であったAがYとの間で締結した本件各保証契約の無効を前提にして、それに基づく保証債務が存在しないことの確認を求めて、平成23年5月10日、福岡地方裁判所に訴えを提起した。

第一審では、被告が抗弁として主張した、本件各消費貸借契約、及び本件各保証契約の締結及びAが当時Xの理事長であったことについては争いがなく、主な争点は、本件各保証契約についての

Aの代表権の有無、Aの代表権濫用の有無、医療法54条違反による本件各保証契約の無効、本件各保証契約の締結の利益相反事項該当性などであった。第一審は、AがXを代表して締結した本件各保証契約がXにとって利益相反事項に当たるところ、Xに特別代理人が選任されておらず、Yは悪意であったから本件各保証契約は無効であるとしたが、Xが本件各保証契約の無効を主張することは信義則に反し許されないとして、Xの請求を棄却した。

これに対してXが控訴したが、控訴審係属中、Yは、Zが平成27年1月23日、本件各借入債務を全額一括して繰り上げ弁済したことを示し、原判決後に生じた事情によりXの訴えは不適法となったと主張した。これに対して、Xは、弁済の事実については不知、確認の利益消滅については争わない旨、主張した。

判決の要旨

原判決取消し、訴え却下。

「Zは、平成27年1月23日、本件各借入債務について、全額を一括して繰上弁済したこと、したがって、本件各借入債務は全て消滅したこと、その結果、本件各保証債務も付従性により消滅し、被控訴人において、控訴人に対し、本件各保証債務に基づく保証債務の履行請求を行う可能性はなくなったことが認められる。」

「本件訴えについては、確認の利益を基礎付ける事実が認められず、むしろ確認の利益がないことが明らかである。」

したがって、本件訴えは、不適法であり、却下を免れない。」

判例の解説

一 問題の所在

訴訟の基準時は事実審の口頭弁論終結時であり、裁判所はこの時点での権利・法律関係の存否について判断をする。このことは、訴訟要件についても同様である。訴訟の係属中に、実体法上の権利・法律関係に変動があり、それによって訴え提起の時点では存在していた訴えの利益が、判断の基準時である口頭弁論終結の時点では消滅するということもありうる。この論点は、形成の訴えについては一般的に議論されているが¹⁾、本件は、保証契約の無効を理由とする保証債務不存在確認訴訟が係属中に主債務が弁済された場合には、保証債務の付従性によって保証債務も消滅し、債権者が保証債務の履行請求を行う可能性がなくなる以上、確認の利益は消滅するとした事例である。従来議論されてきた、消極の確認訴訟の係属中に反訴で給付訴訟が提起された結果、確認の利益が消滅する（最判平 16・3・25 民集 58 巻 3 号 753 頁）という典型例とは異なり、債務の履行請求の可能性がなくなったことをもって確認の利益なしとした点に、本件の特徴があるが、その結論には疑問がある。

二 従来の判例・学説

1 確認の利益

確認の利益は、①紛争解決のために、確認の訴えという方法を選択することが有効・適切か（方法選択の適否）、②確認の訴えの対象として選択された訴訟物が、原告・被告間の紛争の解決にとって有効・適切か（対象選択の適否）、③原告の権利または法的地位についての危険・不安を除去するために、判決によって権利関係を即時に確定する法律上の利益ないし必要性があるか（即時確定の利益）という3つの観点から判断される²⁾。本件との関係で問題となる即時確定の利益が認められるためには、原告の法的地位に不安・危険が生じ、それが現実的なものである必要がある。原告の法的地位に対する不安・危険は、通常は、原告の法律上の地位を被告が否定したり、被告の主張する法的地位が原告のそれと矛盾抵触する場合に

生じる³⁾。

2 確認の利益の消滅

訴訟の係属中に、原告の法的地位自体が消滅した場合（最判昭 51・12・21 金判 517 号 9 頁⁴⁾、最判平 7・7・14 民集 49 巻 7 号 2674 頁⁵⁾）、原告の法的地位について生じていた不安・危険が消滅した場合（最判平 11・3・25 民集 53 巻 3 号 580 頁⁶⁾）には、確認の利益は失われる。

また、そもそも原告の法的地位に対する不安・危険は主に被告の態度によって生じるものであるから、訴訟係属中の被告の態度の変化によって原告の不安・危険が消滅することも考えられる。そこで、被告が訴訟要件について自白をしたり請求を認諾した場合にも、確認の利益は失われるかが問題となる。

まず前者の場合には、そもそも訴訟要件について自白が成立するのかが問題となる。訴訟要件は一般的に職権調査事項とされ、裁判所は訴訟要件の具備につき疑いを抱く限り、当事者がいかなる態度をとるかにかかわらず職権で調査すべきであるとされる⁷⁾。また通説は、公益性の強い訴訟要件については職権探知が適用されるが、訴えの利益を含めた公益性が強くない訴訟要件については、弁論主義が妥当とする⁸⁾。これに対しては、訴訟要件の判断の基礎となる事実については、訴えの利益のように公益性が強くないとされる訴訟要件に関しても、裁判上の自白や擬制自白の成立は認められるべきではないとする見解も有力である⁹⁾（ただしこの見解は、訴えの利益があることについて自白している場合を想定していると思われ、本件のように訴えの利益の不存在について争いがない場合にもあてはまるかどうかは不明である）。

次に後者の場合、被告が請求を認諾してもなお、確認の利益は存在すると解するのが古くからの通説である。被告の請求認諾により、原告の法的地位の不安定が終局的に除去され、将来に禍根を残すことがないと認められる場合は格別、提訴時に争いがある以上、別段の事情のない限りは、訴訟進行中の請求を認める態度のみによって原告の法的地位の不安定が除去されたとみることはできないとする¹⁰⁾。これに対しては、請求の認諾は実体的権利保護要件の存否に関する法律自白であり、これにより、裁判所はその存否を審判する前提たる訴訟的権利保護要件の存在についても、職権調査をする必要がなくなるとする見解もある¹¹⁾。

三 本判決の評価

1 保証契約の有効性と保証債務の消滅

そもそも保証契約が無効であったとすれば、保証債務が発生することはないはずであり、保証債務が付従性により消滅したと判断するためには、その前提として、保証契約が有効に成立している、保証債務が発生していたという判断が必要になるのではないかと。控訴審は保証契約の効力について言及していないので、この点をどのように解すべきかが問題となる。第一審は保証契約を有効としてXの請求を棄却したが、Xは、控訴審でのYの主債務弁済の主張¹²⁾を不知としつつも、それによって保証債務は消滅したとしていることから、Xは第一審における保証契約の無効の主張を撤回し、保証契約が有効であることについて自白をしたともいえる。そうすると、当事者間に争いのない事実はそのまま判決の基礎としなければならないとする弁論主義に基づき、控訴審は第一審が認定した保証債務発生を前提として、主債務弁済により保証債務も消滅したと判断したようにも読める。

2 原告の法的地位に対する危険・不安の消滅と本案判決を受ける利益

しかしこの読み方を前提とすると、訴え却下ではなく、請求認容の本案判決を下すべきであったのではないかとこの疑問が生じる。ただその前提として、訴訟要件は本案判決をするための要件であり、本件で請求認容判決をするためには確認の利益が存在することが必要となる¹³⁾。そこでまずは、本判決が、YがXに対して保証債務の履行を請求する可能性がなくなったことを理由に確認の利益なしとした判断の妥当性を考えてみる。結論からいうと、この判断には賛成できない。保証債務不存在確認訴訟の原告に生じる法的地位の危険・不安は、保証債務の消滅が既判力をもって確定されて初めて除去されると解されるからである¹⁴⁾。特に本件の場合、裁判資料からは、第一審では弁論準備手続を16回も繰り返し、判決までに3年近い時間を費やしたうえ、控訴審においても審理がスムーズに進まなかった事情がうかがわれ、当事者間に存在する対立は根が深いようにも思われる。その中で、Yが主債務の弁済によりXの訴えは不適法となると主張しているだけで(本件ではYが請求を認諾したわけではない)、Yが保証債務の履行請求をする可能性がなくなったと

して、原告の法的地位に対する危険・不安が消滅したと判断するのは早計であるといわざるを得ない¹⁵⁾。

そして訴え却下判決が確定しても、確認の利益がないことにしか既判力は生じない結果、判決確定後にYが保証債務の履行を請求してきてもこれを封じることはできない¹⁶⁾。この点についてXは、控訴審で提出した準備書面において、訴え却下判決の理由中の判断で保証債務が主債務の弁済により消滅したことが確定されれば、信義則で後訴の主張ができなくなると主張している。しかし信義則は裁判所の判断自体の拘束力ではなく、各事案において具体的な個別事情を考慮して適用されるものであり¹⁷⁾、信義則によって後訴の主張が不適法とされる保証はない。Yが債務の履行を請求する可能性を封じたいのであれば、請求認容の本案判決を主張するべきであり、そうすれば、基準時における保証債務の不存在が既判力をもって確定され、Yの保証債務履行請求を前訴判決の既判力で遮断することができる¹⁸⁾。本案判決をした方が、将来生じうる紛争を未然に防止するという確認訴訟の機能にも合致すると思われる。

3 訴訟要件についての自白とその効果

もっともXは、Yの本件訴えは却下されるべきであるとの主張も、確認の利益が消滅したとする主張も特に争わなかった。では、当事者が確認の利益がないことを争わず、共に訴え却下判決を求めているときに、裁判所がなお確認の利益を認めて本案判決を下すことはできるか。訴えの利益が、被告を応訴の負担から解放し、限りある裁判所の物的・人的資源を有効に利用し、訴訟制度を利用するに適した事件を選別するという機能を有していることに着目すれば、当事者が争っていない以上は裁判所がその意に反してまで本案判決をする必要はないかもしれない。ただ、本件における保証債務の存否は、訴えの利益の前提事実で、かつ本案の主要事実でもあり、弁論主義の適用を認めても本案判決を下すことは可能であったともいえる¹⁹⁾。さらに、本件は提訴から4年近くが経過し、第一審では本案審理も十分に尽くしており、裁判所が本案判決をするためにさらに審理を続行する必要もない事案であった²⁰⁾。本案判決の方が原告の法的地位に対する危険・不安の除去に資するのであれば、釈明権を行使して原告の意思を再確認し、必要に応じて主張立証を促すなどの措置を

とるべきであったと思われる。

本件は、原告が確認の利益がないことを争わず、いずれの当事者も本案判決を欲していないという珍しい事案であり、原告から積極的な主張立証がない以上は、訴え却下の判決以外は出し得なかったのかもしれない。しかし、本判決の理由からは、当事者が争っていないからではなく、あくまでも保証債務の履行請求を行う可能性がなくなったことを理由に確認の利益の消滅を認めていることがうかがわれ、主たる債務が弁済によって消滅した以上、保証債務の不存在確認を求める訴えの利益は消滅するというその判断には、疑問があるといわざるを得ない。

●—注

- 1) 最判昭 45・4・2 民集 24 卷 4 号 223 頁参照。
- 2) 安西明子=安達栄司=村上正子=畑宏樹『民事訴訟法』(有斐閣、2014 年) 38 頁 [村上]。
- 3) 西川知一郎「訴えの利益」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座(第 3 期)第 2 卷』(日本評論社、2014 年) 212 頁。
- 4) X の Y 協会に対する除名決議無効確認訴訟の係属中に、X について破産手続が開始され X が Y 協会の会員資格を失った事例である。
- 5) 親子関係不存在確認訴訟の係属中に、当該子を第三者の特別養子とする審判が確定した事例だが、同判決は、当該審判に準最新の事由があると認められるときには、将来子を認知することが可能になるから、確認の利益は失われまいとしている。
- 6) 取締役等を選任する株主総会決議不存在確認訴訟の係属中に、後に適法に行われた株主総会決議で新たに取締役等が選任された事例だが、同判決は、先行決議の瑕疵の継続が主張され、後行決議の存否を決するために先行決議の存否が先決問題となる場合で、両訴訟が併合されているときは、先行決議についても確認の利益があるとす。
- 7) 松本博之=上野『民事訴訟法〔第 8 版〕』(弘文堂、2015 年) 320 頁。
- 8) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第 5 版〕』(弘文堂、2011 年) 237 頁他。
- 9) 松本=上野・前掲注 7) 321 頁。自白の成立を認めると、訴訟要件を職権調査事項にした目的が潜脱されうからであるとする。長谷部由紀子『民事訴訟法〔新版〕』(岩波書店、2017 年) 160 頁も同旨。高橋宏志『重点講義民事訴訟法下〔第 2 版補訂版〕』(有斐閣、2014 年) 7 頁以下も参照。
- 10) 三好達「確認訴訟における請求認諾の効果」近藤完爾=浅沼武編『民事法の諸問題 I』(判例タイムズ社、1965 年) 155 頁。浅生重機「債務不存在確認訴訟」鈴木忠一=三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座 1』(日

本評論社、1981 年) 374 頁は、過去における紛争の存在から推してなお確認の利益があるとす。大判昭 18・11・30 民集 22 卷 24 号 1210 頁も参照。河本喜興之「判評」民商 20 卷 3 号(1944 年) 25 頁は、訴訟外訴訟上の一切の事情及び経過を斟酌して、当事者間の法律関係に、判決によって除去する必要のある不明確が存在するか否かで、確認の利益の有無を判断すべきであるとする。近時の見解も同旨。菊井維大=村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法 III』(日本評論社、2008 年) 82 頁。

- 11) 岩松三郎「民事裁判における判断の限界」曹時 3 卷 11 号(1951 年) 277 頁。明治 23 年制定・公布の民事訴訟法 229 条の規定を根拠とするが、三好・前掲注 10) 151 頁はこれを特殊な見解とする。
- 12) 上田竹志「本件判批」法セ 732 号(2016 年) 114 頁は、これを Y の不利益陳述とする。
- 13) 最判平 16・3・25 民集 58 卷 3 号 753 頁、鈴木正裕「訴訟要件と本案判決との審理順序」民商 57 卷 4 号(1968 年) 24 頁。
- 14) 上田・前掲注 12) 114 頁は、実体法上、保証債務の存在可能性がないことと、訴訟上、保証人とされた者の地位に危険・不安がないことは別の事柄であり、原告の危険・不安の消滅は、当事者間の訴訟外での合意など、より実質的な根拠を要するとする。同じく青木哲「本件判批」リマークス 53 号(2016 年) 108 頁も、即時確定の現実的必要が生じる局面と、いったんそれが生じた後にそれが失われる局面とでは、不安・危険の程度に差異があつてよく、被告が債権の存在を主張したことによって生じた原告の法的地位に対する不安・危険は、被告がそれを主張しなくなったとしてもなお存在するとす。
- 15) 青木・前掲注 14) 109 頁は、確認の対象とされた債務の不存在が明らかになったことが、債務の不存在を確認する利益の消滅を導くのは背理であるとする。
- 16) 上田・前掲注 12) 114 頁。
- 17) 河野正憲『民事訴訟法』(有斐閣、2009 年) 579 頁、609 頁以下参照。
- 18) 上田・前掲注 12) 114 頁。青木・前掲注 14) 109 頁は、債権者が原告となり保証債務の履行を請求する訴訟で保証債務の不存在が明らかになつても給付の訴えの利益が失われまいと同様に、債務不存在確認訴訟においても、被告が債務の不存在を認めている場合でも、原告の本案判決を得る利益が考慮されるとす。
- 19) 青木・前掲注 14) 109 頁参照。
- 20) 新堂幸司=福永有利編『注釈民事訴訟法(5)』(有斐閣、1998 年) 44 頁 [福永] は、本案の審理がかなり進んだあと(特に判決後)に、訴訟要件を基礎付ける事実が存在しない旨の自白によって訴えを却下しなければならないとすることは、再訴禁止のような効果がないこともあつて問題であるとする。

名古屋大学教授 村上正子